

事務所管理 R4(報酬請求) 消費税 10%対応版 (Ver.19.10) のリリース

消費税率 10%による計算等に対応した、事務所管理 R4 (報酬請求) Ver. 19. 10 のリリースについてご連絡いたします。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン(※)
事務所管理 R4 (報酬請求)	Ver. 19. 10	Ver. 15. 10以降	Ver. 18. 10以降

保守可能対象バージョン(※)：顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4」のバージョンになります。

※ライセンスが変更になります。19.1 用のライセンスが必要です。

報酬請求のライセンスについて

報酬請求は、顧問先管理のライセンスを使用します（顧問先管理と報酬請求のライセンスは共通です）。

ライセンス認証は、顧問先管理および報酬請求インストール後、Ei ボードまたは報酬請求のいずれかの起動時に表示される「ライセンス取得画面」で行います。なお、報酬請求でライセンス認証する場合は、先に顧問先管理を Ver. 19. 1 にバージョンアップしてください。

顧問先管理 Ver.19.10 のリリースについて

報酬請求の改版対応に伴い、Ver. 19. 1 のライセンスで動作させるための顧問先管理 Ver. 19. 10 を合わせてリリースします。

報酬請求を Ver. 19. 10 にバージョンアップする場合は、顧問先管理も Ver. 19. 10 にバージョンアップしてください。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 19. 10 以上が必要です。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2019年9月9日（月）

2-2. マイページのダウンロード公開

2019年9月9日（月）

※マイページからの提供は、顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4 Ver. 19.10」になります。

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始予定日

2019年9月18日（水）

※顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4 Ver. 19.10」になります。

3. 消費税 10%対応の内容（予定）

Ver. 18.2 以前のバージョンで登録した伝票や請求実績等の内容は、Ver. 19.1 にバージョンアップしても税率や金額等はそのまま引き継がれます。
伝票日付や締日等で判定して、消費税率や消費税額、請求額などを自動補正することはありません。

3-1. 伝票入力の対応

(1) 伝票入力画面

報酬伝票の伝票日付による消費税率の自動判定（初期表示）に対応します。

伝票日付が令和1年10月1日以後の場合は「10%」、令和1年9月30日以前の場合は「8%」を初期表示します。

(2) 伝票自動作成画面

報酬伝票を自動作成したとき、伝票日付による消費税率の自動判定（初期表示）に対応します。

伝票日付が令和1年10月1日以後の場合は「10%」、令和1年9月30日以前の場合は「8%」を、伝票自動作成の確認画面で初期表示します。

3-2. 請求書の対応（請求額計算の対応）

会計事務所基本情報で「消費税等計算方法：請求合計額」の場合、指定した締期間に含まれる報酬伝票の伝票日付が令和1年10月1日以後の分はその合計額に対して10%、令和1年9月30日以前の分はその合計額に対して8%の消費税率で計算するように対応します。

（「消費税等計算方法：請求明細ごと」の場合は、報酬伝票で設定されている消費税率より伝票単位で消費税等額を計算します。今回計算方法に変更はありません）

3-3. 見積書の対応

見積書入力画面で「期日」（「期日」が未設定の場合は「見積日付」）が令和1年10月1日以後の場合は10%、令和1年9月30日以前の場合は8%の消費税率で計算するように対応します。

以上、よろしくお願いたします。